

都産技研と荒川区が連携して 中小企業を支援します！

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下「都産技研」）は、荒川区が開始する試験研究機関活用支援事業に協力し、依頼試験、機器利用等の技術支援サービスにより、中小企業の新製品・新技術開発を応援いたします。

【ポイント】

- 都産技研は、MACC^(※)産学交流会の開催に協力するなど、荒川区と連携して、中小企業への技術支援を行っています。
- 荒川区は、11月から、都産技研を利用して新製品・新技術開発に取組む荒川区内に本社を有する中小企業を対象に、利用料金の補助を自治体で初めて実施します。（試験研究機関活用支援事業 別紙1）
- 補助の対象となる経費は、都産技研の依頼試験、機器利用等の利用料金であり、補助率は50%（限度額は2万円）です。
- 都産技研が実施中の「経済不況対応 緊急技術支援」（依頼試験、機器利用等の利用料金を50%減額）も併せてご利用いただくことができます。（別紙2）

（※）产学連携のネットワークを中心に荒川区内企業の商品開発や販路拡大を支援するプロジェクト

荒川区からの発表資料を別紙1に添付



平成21年度MACC産学交流会



機器利用の例（サーモグラフィ）

【お問い合わせ先】

<http://www.iri-tokyo.jp/>

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター 経営企画本部 経営情報室

澤近 TEL 03-3909-2431 FAX 03-3909-2590

荒川区 産業経済部 経営支援課

石原 TEL 03-3803-2311 FAX 03-3803-2333



平成21年 11月10日

担当記者 様

荒川区主催の事業等が下記のとおりありましたのでメモを送付します。掲載方よろしくお願ひします。

荒川区総務企画部広報課報道映像係 奥田・風間・山岸
電話(3802)3257(直通) FAX (3802)0044

できごと	荒川区の中小企業の試験研究機関活用支援事業 ～自治体初！！ 東京都立産業技術研究センターと連携して、新製品・新技術開発に取り組む中小企業を支援します～
いつ	平成21年11月10日(火) から実施
どこで	荒川区産業経済部 (荒川区荒川2-1-5 セントラル荒川ビル3階)
だれが	担当所管 荒川区産業経済部経営支援課長 電話3803-2311
めも	<p>荒川区では、区内のモノづくり企業の多彩な産業集積を活かし、産学官の顔の見えるネットワークの形成により产学連携を中心とした新製品・新技術開発や販路開拓を図る「M A C C (荒川区モノづくりクラスター) プロジェクト」を平成18年度から推進しています。</p> <p>地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター(産技研)はM A C C プロジェクト発足当時からネットワークに参加していましたが、本年6月に産技研において、区内企業等を対象としたセミナー及び施設見学会をM A C C 産学交流会として開催したことにより、連携を一層深めました。</p> <p>このようなことから、区では、平成20年秋以降の急激な景気の悪化を踏まえ、厳しい環境下にあっても新製品・新技術の開発に前向きに取り組む区内中小企業を支援するための事業を産技研と連携して実施することとしました。産技研と連携したこのような補助事業は、自治体では初めてです。また、本事業は平成22年度実施予定事業でしたが、景気情勢等を踏まえ前倒しして実施することとしました。</p> <p>22年4月からはさらに内容を拡充して実施する予定です。</p> <p>○事業内容 (1) 対象者 荒川区内に本社を有する中小企業(中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業) (2) 対象経費 ①依頼試験・検査料 ②機器利用料等 ③技術指導料等 上記試験等に付随して実施 (3) 補助率：1／2補助(1企業あたり同一年度内の上限を2万円とし、限度額内であれば申請回数は問わない。)</p> <p>○予算額(利用想定規模) $50\text{件} \times 6,000\text{円} = 300,000\text{円}$</p> <p>○対象機関 地方独立行政法人 東京都立産業技術研究センター(本部及び6支所※) (※) 西が丘本部・城東、城南、墨田、駒沢、多摩、八王子支所</p> <p>(参考) 区内企業の産技研利用状況 平成20年度 187件 平成19年度 202件</p>

経済不況対応

緊急技術支援

この時期だからこそ、人材を育て技術を磨き、新技術開発を！
都産技研は、頑張る企業を「技術」と「ハート」で支援します！

- ・厳しい経営環境の企業には、依頼試験・機器利用・オーダーメード開発支援料金の50%減額を適用します。
- ・不況克服支援セミナーを開催するなど技術支援を行ないます。

1. 依頼試験・機器利用等料金の50%減額

緊急技術支援問い合わせ窓口
03-3909-2161

メニュー	内容・期間	対象企業*
<ul style="list-style-type: none"> ・依頼試験 ・機器利用 ・オーダーメード開発支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・料金を50%減額 ・平成21年3月2日～12月28日 	平成20年10月31日以降に中小企業庁のセーフティネット保証制度緊急保証(中小企業信用保険法第2条第4項5号)の認定等を申込み時点で受けている都内中小企業者等

*都内区市町村の実施する指定の緊急対策（融資・利子補給）の融資あっせんを受けた都内中小企業者等も対象となります。（裏面参照）

2. 不況克服支援無料セミナーの開催

セミナー問い合わせ窓口
03-3909-2352

セミナー	日時	場所
高速通信技術の基礎と高速デバイスの評価手法	平成21年11月11日(水) 13:00～17:15	城東支所 葛飾区青戸7-2-5
世界的なクリーニング産業の変革	平成21年11月12日(木) 13:30～17:00	八王子支所 八王子市明神町3-19-1
品質工学を活用し、製品開発期間を半減させる —技術力を高め高品質の製品を短期に開発する—	平成21年12月11日(金) 14:00～17:00	西が丘本部 北区西が丘3-13-10
ドライコーティングとその評価方法—講義編—	平成21年12月15日(火) 9:30～14:30	西が丘本部 北区西が丘3-13-10

中小企業庁セーフティネット緊急保証や区市町村の緊急融資あっせんを受けている企業の皆さまへ 依頼試験・機器利用・オーダーメード開発支援料金の50%減額を受けるには？

【実施期間】

減額期間：平成21年3月2日(月)～12月28日(月)

この期間にご利用申込された料金が対象です。ご利用前に必ず登録申請をしてください。

【対象となる中小企業者】

- ①平成20年10月31日以降に中小企業庁のセーフティネット保証制度緊急保証(中小企業信用保険法第2条第4項第5号)の認定等を申込み時点で受けている都内中小企業者等※
- ②都内区市町村の実施する指定の緊急対策(融資・利子補給)の融資あっせん※※を申込み時点で受けている都内中小企業者等

※制度認定は本社所在地の都道府県に提出されますが、本社が他県であっても、都内事業所からご利用の企業は料金減額の対象となります。

※※都内の各自治体が行う指定する緊急対策の融資あっせんを受けた企業の限定となります。指定する緊急対策一覧はホームページに掲載しています。

【必要書類】

①セーフティネット保証制度緊急保証(中小企業信用保険法第2条第4項第5号)の認定を受けた場合	①申請書※ ②認定書コピー又は申告書※※
②都内区市町村の実施する指定の緊急対策による融資あっせんを受けた場合	①申請書※ ②都内の区市町村が発行したあっせん書類のコピー又は申告書※※

※申請書、申告書は下記HPまたは緊急技術支援窓口で入手出来ます。

※※申告書には代表者印の押印が必要です。

【申請の方法】

緊急技術支援窓口への来所または郵送・FAXで受け付けます。

但し、セーフティネット保証制度緊急保証(中小企業信用保険法第2条第5項)の認定書コピー又は都内の区市町村が発行した指定する緊急対策のあっせん書類のコピーの代わりに「申告書」を提出される場合は、来所、郵送のみ可能(FAXは不可)です。

詳しくは、都産技研ホームページ <http://www.iri-tokyo.jp/> をご覧ください。